

上峰町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (H23年3月31日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) H21年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
H22年度	9,367	3,660,445	143,131	636,495	17.39	19.27

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
H22年度	72	265,190	27,173	97,251	389,614	5,411	5,617

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

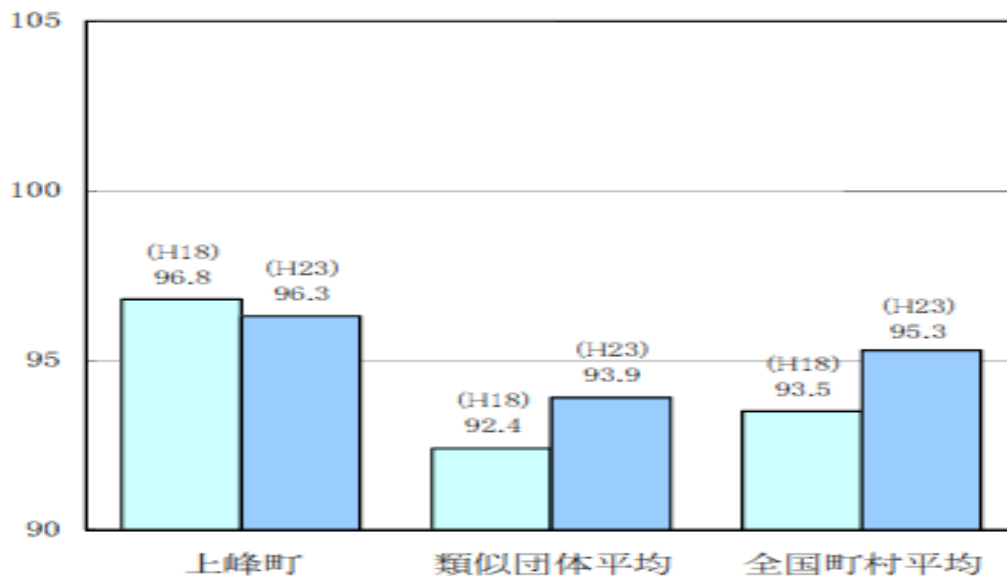
2 職員数は、平成22年4月1日現在の普通会計に属する人数である。

(3) 特記事項

平成23年度に行っている給与の減額措置は、以下のとおりです。

特別職区分	減額措置内容	一般職員区分	減額措置内容
町長	給料の50%減額	管理職	—
副町長	—	管理職以外	—
教育長	給料の15%減額		
議員	報酬の15%減額		

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
22年度	円 —	円 —	円 — (—%)	% —	% —	% △0.23

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

①特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支 給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
22年度	月 —	月 —	月 — (—%)	月 —	月 —	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給数である。

(注) 上峰町では独自の人事委員会は設置しておらず、佐賀県人事委員会に事務を委託している。

2 一般行政職給料表の状況 (平成23年4月1日現在)

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	—	—	—	—
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	—	—	—	—

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成23年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料 月額	平均給与 月額	平均給与月額 (国ベース)
上峰町	45.1歳	337,400円	400,945円	356,826円
佐賀県	44.0歳	345,410円	415,667円	371,113円
国	42.3歳	327,205円	—	397,723円
類似団体	43.1歳	314,513円	363,259円	341,378円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	
上峰町	49.1歳	6人	321,200円	391,333円	333,033円	—	—	—	—
うち用務員	49.1歳	6人	321,200円	391,333円	333,033円				
佐賀県	50.4歳	305人	344,329円	386,996円	357,773円	—	—	—	—
国	49.5歳	3,689人	283,862円	—	321,662円	—	—	—	—
類似団体	49.2歳	7人	269,018円	289,541円	279,926円	—	—	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
上峰町	—	—	—
うち用務員	円	円	%

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成20～22年の3ヶ年平均)
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		上峰町	佐賀県	国
一般行政職	大学卒	161,600円	172,200円	172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円	140,100円
技能労務職	高校卒	146,700円	—	—
	中学卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成23年4月1日現在)

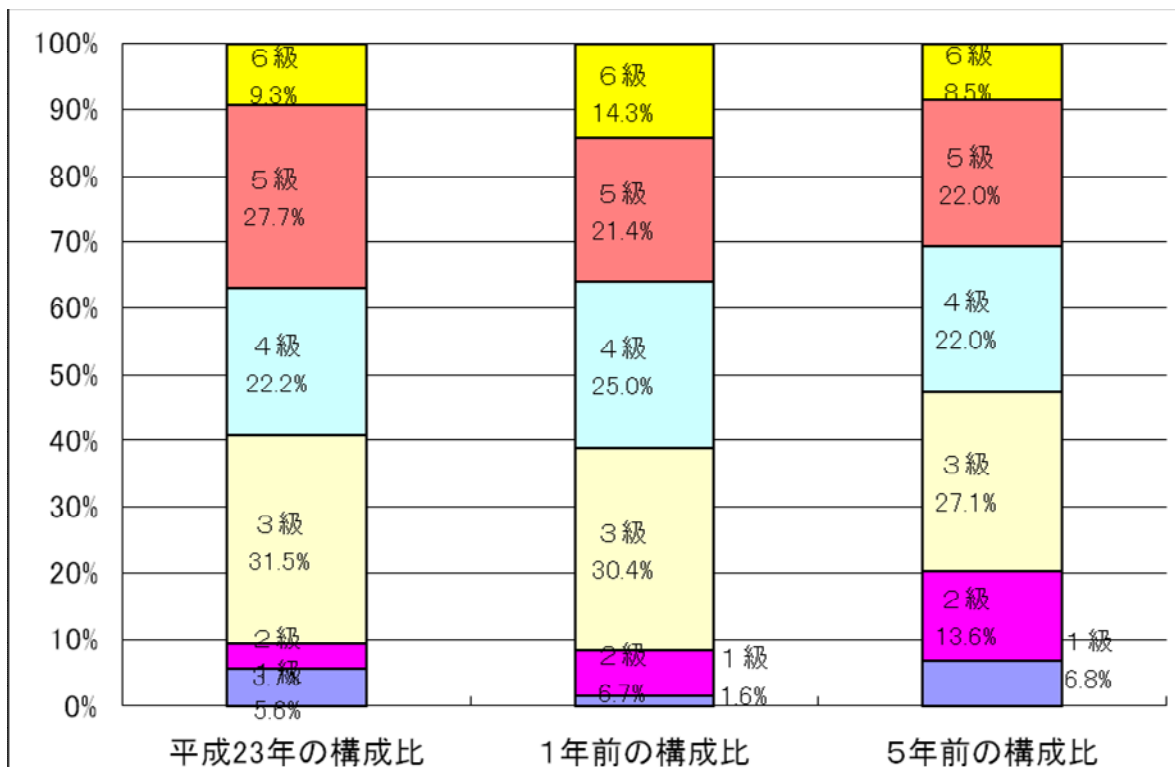
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	235,800円	273,400円	309,300円
	高校卒	200,000円	244,900円	282,700円
技能労務職	高校卒	202,400円	245,900円	270,700円
	中学卒	—	—	—

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	・高度な知識、経験を有する課長の職務	5人	9.3%
5級	・課長の職務 ・課長に相当する特に困難な職務を所掌する副課長の職務	15人	27.7%
4級	・困難な職務を所掌する副課長の職務 ・特に困難な職務を担当する課長及び主幹の職務	12人	22.2%
3級	・困難な職務を担当する係長の職務 ・主幹の職務 ・係長の職務 ・主査の職務	17人	31.5%
2級	・主任の職務	2人	3.7%
1級	・主事の職務 ・主事補の職務	3人	5.6%

- (注) 1 上峰町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 一般行政職の職員とは、職種区分のうち税務職、保健職、技能労務職を除いた職員である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

一律支給

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

上峰町	佐賀県	国
1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,370千円	1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,564千円	—
(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (-)月分 (-)月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3級 5% 4・5・6級 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職監督者加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

一律支給(130/100)

(2) 退職手当（平成23年4月1日現在）

上峰町			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	42.12月分	勤続25年	33.50月分	42.12月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職時特別昇給…………… 無			定年前早期退職特例措置（2%～20%）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
0千円 26,662千円					

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

支給実績なし

(4) 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）	0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（21年度）	0%		
手当の種類（手当数）	2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業手当	作業従事職員	伝染病防疫業務	日額1,000円
行旅病人又は行旅死亡人取扱手当	対応業務従事職員	行旅病人若しくは行旅死亡人の対応に従事した場合	1回 2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度決算）	11,924千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	259千円
支給実績（平成21年度決算）	9,603千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	189千円

(6) その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成22年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 扶養親族 1人につき 6,500円 (配偶者がいない場合 1人目 11,000円) (16歳から22歳までの子 1人につき 5,000円加算)	同じ	—	8,596千円	220,410円
住居手当	持家 支給なし 借家・借間（支給限度額） 27,000円	同じ	—	1,261千円	252,200円
通勤手当	交通機関利用者（支給限度額） 55,000円 自家用車等利用者（距離に応じて）2,000円～24,500円 (通勤距離片道2km未満は支給なし)	同じ	—	1,133千円	33,324円
管理職手当	課長級 20,000円 副課長級 10,000円	異なる	定額制	4,525千円	174,038円

5 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	355,000 円 (709,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 850,000 円/355,000 円
	副 町 長	589,000 円 (589,000 円)	
報 酬	議 長	296,000 円 (329,000 円)	370,000 円/205,000 円
	副 議 長	239,000 円 (266,000 円)	320,000 円/164,900 円
	議 員	221,000 円 (246,000 円)	300,000 円/145,500 円
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(平成23年度支給割合) 2.95 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(平成23年度支給割合) 2.95 月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 町 長 備 考	給料月額×在職1年につき×支給率(500/100) 給料月額×在職1年につき×支給率(294/100)	14,180,000 円 任期毎に支給 6,926,640 円 任期毎に支給

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

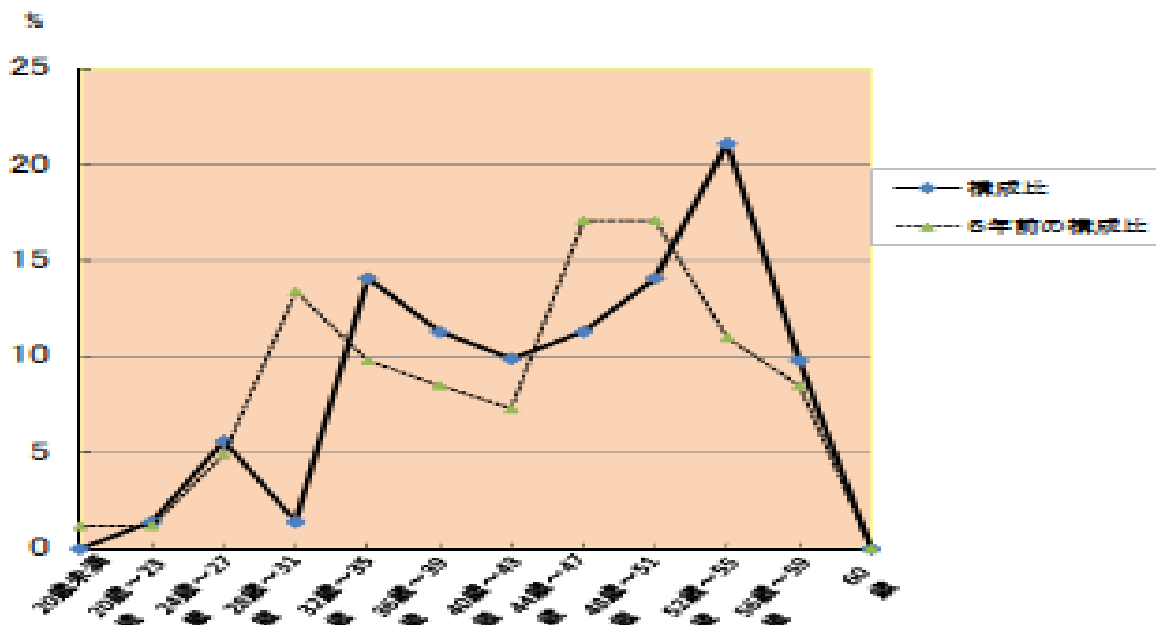
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成22年	平成23年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	
		総 務	18	19	1	退職者を総務課付
		税 務	7	8	1	業務増
		民 生	10	9	▲1	事務の統合縮小(▲1)
		衛 生	5	5	0	
農林水産		5	4	▲1	事務の統合縮小(▲1)	
土 木	4	5	1	業務増		
	計	51	52	1	<参考> 人口1万人当たり職員数55.44人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数97.25人)	
	教 育 部 門	15	14	▲1	事務の統合縮小(▲1)	
	小 計	66	66	0	<参考> 人口1万人当たり職員数70.46人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数121.83人)	
公営会計部門 企業等	下 水 道	1	1	0		
	そ の 他	5	4	▲1	法令等の改廃(▲1)	
	小 計	6	5	▲1		
合 計		72 [91]	71 [91]	▲1 [0]		

(注) 1 職員数は一般職(教育長除く)に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	4人	1人	10人	8人	7人	8人	10人	15人	7人	0人	71人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

(単位：人・%)

部門	区分	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	過去6年間の増減数(率)
一般行政		62	62	59	52	53	51	52	▲10 (▲16.1) %
教育		18	17	19	21	18	16	15	▲3 (▲16.7) %
消防		—	—	—	—	—	—	—	— (—) %
普通会計計		80	79	78	73	71	67	67	▲13 (▲16.3) %
公営企業等会計計		4	4	4	6	6	6	5	1 (25.0) %
総合計		84	83	82	79	77	73	72	▲12 (▲14.3) %

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。(各年4月1日)

7 公営企業職員の状況

(1) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成21年度の総費用に 占める職員給与費比率
H22年度	千円 523,079	千円 6,800	千円 4,721	% 0.90	% 0.76

区 分	職員数	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
H22 年度	人 1	千円 3,059	千円 507	千円 1,155	千円 4,721

(参考) 下水道事業平均 一人当たり給与費 千円 6,379
--

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均給与月額
上峰町	265,700 円	339,418 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上記4(1)に同じ

イ 退職手当

上記4(2)に同じ

ウ 地域手当

支給実績なし

エ 特殊勤務手当

支給実績なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度決算）	177 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	177 千円
支給実績（平成21年度決算）	87 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	87 千円

カ その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成22年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 扶養親族 1人につき 6,500 円 (配偶者がいない場合 1人目 11,000 円) (16歳から22歳までの子 1人につき 5,000 円加算)	同じ	—	390 千円
住居手当	持家 支給なし 借家・借間（支給限度額） 27,000 円	同じ	—	0 千円
通勤手当	交通機関利用者（支給限度額） 55,000 円 自家用車等利用者（距離に応じて）2,000 円～24,500 円 (通勤距離片道 2km 未満は支給なし)	同じ	—	0 千円
管理職手当	課長級 20,000 円 副課長級 10,000 円	異なる	定額制	0 千円